

「〇 〇 〇 〇 〇」会規約

第1条 (名称)

本会の名称を〇 〇 〇 〇 〇と称す。

第2条 (事務所)

本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条 (入会資格)

本会は、原則として東海市内に在住、在勤する者を以て組織する。

第4条 (目的及び事業)

本会は、———を通して、会員相互の親睦と———の向上を図ることを目的とし、事業として———、———等を開催する。

第5条 (役員)

1 本会運営のために、次の役員を置く。役員任期は、〇年とし、再任を妨げない。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

監 事 1名

2 各役員職務は次のとおりとする。

会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会計は、本会の会計を掌握する。

監事は、本会の会計を監査する。

第6条 (会議)

本会の会議は、年1回開かれる総会と、前記の役員による役員会とする。

第7条 (定足数)

本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

第8条 (運営)

本会の運営は、会員から徴収する月、¥〇〇〇〇の会費をもってあてる。

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 (変更)

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は、平成〇年 〇月 〇日から施行する。